



税務相談

税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂英夫



年の途中で亡くなられた方の確定申告

通常、各年の所得税は翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告により申告・納税することとなっています。

しかし、年の途中で亡くなられた方の、1月1日から亡くなる日までの間の所得については「準確定申告」という手続きにより申告・納付することとなります。

準確定申告が必要な場合

準確定申告が必要かどうかの判断は通常の確定申告の場合と同様です。事業所得や不動産所得等があり、毎年確定申告をされていた方は、準確定申告が必要だと考えられます。公的年金等の収入金額が四百万円以下であり、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合等は準確定申告は不要となります。

準確定申告書は原則として相続人全員の署名により、亡くなった方の納税地の税務署に提出します。

申告期限

①準確定申告の期限は、相続の開始があった事を知った日の翌日から4カ月以内です。例えば、相続の発生が5月1日だったとします。この場合の申告の期限は、9月1日になります。

②相続の発生が1月1日から3月15

日までで、その時点でまだ前年の確定申告をしていなかった場合には、前年分と本年分の両方の申告をしなければなりません。この場合の申告期限も前年分、本年分ともに相続の発生の日から4カ月以内となります。

所得控除

①医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の対象となるのは、亡くなった本人が死亡の日までに支払った医療費や保険料に限られます。死亡後に親族が支払ったものについては控除の対象となりません。

②配偶者控除、扶養控除は配偶者や親族の年間所得により適用できるかどうかが決まります。年の途中での手続きとなるため、死亡日時点での年間所得の見積額により、適用の有無を判断します。